

## 平成 30 年度診療報酬改定に係る歯科電子点数表の変更について

歯科電子点数表の変更点は次のとおりです。

(補助マスターテーブル)

| 項番 | 項目名              | 内容                 | 備考   |
|----|------------------|--------------------|--|
| 5  | 包括・被包括関連<br>包括単位 | 設定値の追加<br>9:同日同一部位 | 留意事項通知 1000 う蝕処置 (4)<br>「区分番号M002に掲げる支台築造又は区分番号M002-2に掲げる支台築造印象と同日に行ったう蝕処置の費用は、それぞれの所定点数に含まれ、別に算定できない。」より追加する。 |